

重度心身障害者（児）医療費助成について

1 重度心身障害者（児）医療費助成とは

心身に重度の障がいのある方が、病院や薬局等の医療機関にかかった場合の医療費の保険診療分の一部または全てを助成する制度です。

2 対象となる方

次の手帳をお持ちの方で、印西市へ助成申請をされた方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳1～2級 をお持ちの方
- ② 療育手帳④～Aの2 をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳3級と療育手帳Bの1 両方をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級 をお持ちの方



ご注意ください

※中学卒業前で子ども医療費の助成を受けている方、生活保護を受給されている方は助成の対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。

有効期限までに手帳が更新されない場合や、精神障害者保健福祉手帳1級でなくなった場合は受給資格が喪失となります。

3 助成の対象となる医療費

医療機関等で支払われた金額のうち、医療保険適用分（高額療養費や健康保険付加給付分を除く）から以下の自己負担額を除いた金額を助成します。

自己負担額		
入院（1日）	通院（1回）	調剤
200円	200円	無料

※市町村民税の所得割非課税世帯の方は入院、通院費も無料となります。

※入院時の食事療養費は対象外です。

※自己負担額は、対象の方と同一保険加入者全員の課税状況をもとに決定します。

4 助成を受けるには

助成を受けるには、障がい福祉課または印旛支所、本埜支所の窓口で手続きが必要です。（申請事項に変更があった場合も手続きが必要です。）

【申請に必要なもの】

- ① 重度心身障害者医療費助成申請書
- ② 健康保険証の写し（同一保険加入者全員分）
- ③ 障害者手帳の写し
- ④ 印鑑（認印）

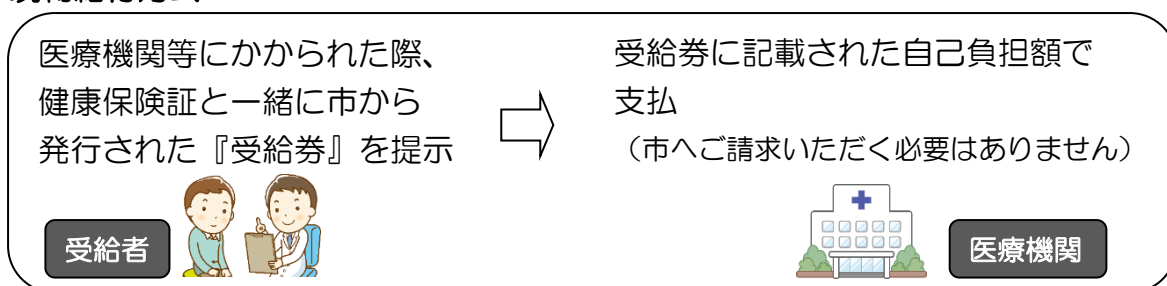
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- ⑥ 対象年度の課税（非課税）証明書 ※印西市で確認できる場合は不要です。

後日、県内の医療機関等の窓口で利用できる『受給券』を発行します。

5 助成方法

重度心身障害者医療費助成には、県内の医療機関の窓口で『受給券』を提示し、その場で精算が済む「現物給付方式」と、いったん医療機関の窓口でお支払いいただいた医療費を、後日、請求書に領収書の原本を添えて市にご請求いただく「償還払い方式」の2種類があります。

現物給付方式



※自立支援医療（更生・育成・精神通院）など他の公費医療制度の受給券をお持ちの方は、そちらの受給券も併せて医療機関の窓口へ提示してください。

償還払い方式 ※領収書は支払日の翌日から起算して2年以内が対象です。



6 受給券の更新

『受給券』の有効期間は毎年8月1日から翌年7月31日です。毎年7月末頃に新しい受給券を郵送します。なお、課税状況の確認ができない方へは必要に応じて課税・非課税証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。

次の方は受給券の発行ができません

- ・印西市以外の国民健康保険、千葉県以外の後期高齢者医療保険に加入している方
- ・千葉県以外の国民健康保険組合（全国土木、中央建設、全国建設工事事業を除く）に加入している方

現物給付方式での助成は出来ませんので、償還払い方式でご請求をお願いします。